

2024年5月8日実施

## 生徒指導提要改定のポイント 聞きながらノート 答えあり

[YouTube 動画 新生徒指導提要改訂のポイント 7選](#) →



### 面接での質問

昨年12月に生徒指導提要が改定されましたが、改定された点についてあなたはどのように考えますか？

面接で聞かれた時にあなたはどのように答えますか？（書くのは終わってからでいいです）

### 生徒指導提要とは何か

小学校から高等学校段階までの生徒指導の考え方や指導方法等について、（ ）に即して網羅的にまとめたもの。生徒指導を実践していくうえで教職員間や学校間で（ ）して、（ ）・（ ）な取り組みを進めるための基本書と言えるものである。

### 生徒指導定義 （昨年度出題）

生徒指導とは、児童生徒が社会の中で（ ）ことができる存在へと（ ）・（ ）に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお生徒指導上の課題に対応するために必要に応じて（ ）や（ ）を行う。

### 生徒指導の目的 今年度出題可能性大

生徒指導は児童生徒一人一人の（ ）の発見と良さや可能性の伸長と（ ）の発達を支えると同時に自己の（ ）と社会に受け入れられる（ ）を支えることを目的とする。

# 改訂の背景

( )年から12年が経過  
環境の変化・課題の変化 → 生徒指導上の課題の( )

この12年で変わった点

「( ) 対策推進法」成立 昨年度出題

教育ニーズの多様化

「( )」成立 2022年6月 今年度出題可能性大

これまでの指導だけでは対応できない

令和の日本型学校教育を踏まえて改訂

生徒指導提要の構成 全( )章

1章から3章 生徒指導の( )

第4章以降 ( ) 生徒指導)

## 改訂ポイント①

( )軸 ( )類 ( )層

2軸 ( )軸 ①常態的・先行的生徒指導(プロアクティブ生徒指導)

一言で言えば ( )教育 (緊急性を要していない)

②即応的・継続的生徒指導(リアクティブ生徒指導)

一言で言えば ( )に値する時間軸(緊急性が高い)

3類 児童生徒に起こっている課題性の( )とその対応の( )の観点から

① 発達支持的生徒指導 ( )が対象 個性の発見良さや可能性の伸長  
成長に重点を置いて働きかける段階

② 課題予防的生徒指導 全ての児童生徒が対象 課題の未然防止教育  
課題の( )行動が見られる一部の児童生徒 ☆ポイント

③ 困難課題的生徒指導 すでに深刻な課題を抱えている( )児童生徒への指導や援助  
粘り強く継続的に( )で対応を行っていく

4層 1層目 発達支持的生徒指導

日々の教育活動で( )に行う指導

2層目 課題予防的生徒指導・課題未然防止教育

( )を対象に行う指導

( )で( )で系統的な教育プログラムを実施することを指す

いじめ防止教育 SNSの出し方 情報モラル教育 年間指導計画に位置付ける

3層目 課題早期発見・対応

遅刻や欠席が増えている 身だしなみが乱れている等 何か課題の( )行動が見られる。

いじめアンケート ソーシャルカウンセラー スクールソーシャルワーカーを交えた会議で早い段階

で見つけて（ ）や（ ）をすることが求められている  
担任だけではなく、生徒指導主事や生徒指導担当・教育相談コーディネーター・学年主任など・特別支援  
教育コーディネーター・養護教諭・ソーシャルカウンセラーなどと連携  
チームで対応が望ましい

#### 4層目 困難課題対応の生徒指導

特別な指導や援助を必要とする（ ）を対象  
いじめ 不登校 少年非行 児童虐待 特別な援助が必要

#### 外部の機関との連携

教育委員会 警察 病院 児童相談所 NPO 団体など チームで対応

## 改訂ポイント②

（ ）の活用

出欠状況・健康診断情報・保健室利用状況・テストの結果

学習記録データやアンケートデータ

客観的データから児童生徒一人一人を多角的な角度から課題を早期発見・対応

児童生徒について分析し、指導の在り方を検討

不登校生徒への対応 オンライン教材・通信教育

## 改訂ポイント③

（ ）の見直しの在り方

こどもが（ ）に校則を守ることが大事

校則の運用について学校の（ ）で公開

背景についても示す

見直しの際は現状に合う内容に変更する必要があるか？

その校則によってマイナスな影響を受けている児童生徒がいないか？



## 改訂ポイント④

（ ）

2013年 いじめ防止対策推進法

いじめの定義変更

### 2006年以降の定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとする。なお起こった場所は学校の内外を問わない。

## 昨年度出題

### 2013年以降の定義

児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係があるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

一定の人間関係……学校の内外を問わない人間関係

文科省の動き 2013年 「[いじめの防止等のための基本的な方針](#)」  
2017年 「[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン](#)」

各学校への義務付け いじめ対策の組織を設置する  
いじめ対策の年間計画を立てる

- ①発達支持的生徒指導……一人一人の児童生徒が大切にされていると感じる教育  
多様性に配慮・安心して相談できる体制
- ②課題未然防止教育……行動レベルでいじめをしないという感覚を身に付けるための道徳の授業  
学活・HR活動における体験的な学びの機会を設ける  
いじめが起こる心理に関する教育
- ③ 課題早期発見・対応……いじめアンケート，本人・保護者からの訴え，担任による発見，  
児童生徒の様子から敏感に察知する  
被害者保護を最優先→被害者保護やニーズの確認
- ④困難対応的生徒指導……いじめを重大事態化させないための危機感を持ってケース会議を持つ  
いじめのケース会議への具体的方向性が示されている。
  - (1)いじめの背景である人間関係や（ ）児童生徒の心身がどれくらい傷ついているのか  
（ ）の背景や加害児童の抱える課題などの（ ）を行う。  
\*アセスメント(事前の評価・調査)
  - (2)そのアセスメントに基づいて（ ）児童生徒への援助の方針や（ ）児童生徒への指導方針，周囲の児童生徒への働きかけの方針などについて（ ）する。
  - (3)被害児童・生徒に対して事実や指導の方針などについて（ ）して同意を得る。
  - (4)（ ）や（ ）を実施する。
  - (5)（ ）をめどに丁寧な見守りと被害児童生徒や保護者への経過報告，心理的状态の把握などの（ ）を行う

いじめの対応についてあなたはどのように取り組みますかと面接で聞かれたら？考えておきましょう。

## 改訂ポイント⑤

( )

定義

連続又は継続して年間( )日以上欠席し、何かしらの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況である。(ただし病気や経済的理由によるものを除く)

支援の目的は将来的な( )を達成すること

## 改訂ポイント⑥

( )

2020年に政府が「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

→各学校で「生命の安全教育を推進する」ことが求められるようになった。

生命の安全教育を推進することが求められるようになった。発達段階を考慮しながら生命の尊さや素晴らしさ、自分を尊重し大事にすること……( )にならないための教育

相手を尊重し大事にすること……( )にならないための教育

一人一人が大切な存在であること……( )にならないための教育

2003年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」

→文部科学省は学校の性同一性障害に係る児童生徒への支援について具体的な配慮事項を通知

2015年には性同一性障害だけではなくて、いわゆる性的マイノリティ全般に共通するものであると明記

性的マイノリティの児童生徒は自殺念慮の割合が高い→教職員の理解が必要

自認する性別の制服・衣服や体操着の着用を認める→ジェンダーレス制服

その他具体的な配慮事項が示されている。

## 改訂ポイント⑦

( )を持つ児童生徒への生徒指導

- ・発達障害や精神疾患
- ・健康課題
- ・経済的困難
- ・ヤングケアラー
- ・外国人等支援を要する家庭状況

3つのポイント

① 教職員全体が( )を持ち、適切な( )に対する共通認識を確立する

② 特別視せず、すべての児童生徒が互いを( )学級づくり

③ ( )機関や( )との連携、( )との協力体制の確立  
( )で抱え込まずに( )で児童生徒の支援に努める

[文部科学省『生徒指導提要』2022年12月\(第1.0.1版\)\(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

2024年5月8日実施

# 生徒指導提要改定のポイント 聞きながらノート 答えあり

## 面接での質問

昨年12月に生徒指導提要が改定されましたが、改定された点についてあなたはどのように考えますか？

面接で聞かれた時にあなたはどのように答えますか？（書くのは終わってからでいいです）

## 生徒指導提要とは何か

小学校から高等学校段階までの生徒指導の考え方や指導方法等について、**（時代の変化）**に即して網羅的にまとめたもの。生徒指導を実践していくうえで教職員間や学校間で**（共通理解）**して、**（組織的）**・**（体系的）**な取り組みを進めるための基本書と言えるものである。

## 生徒指導定義 **（昨年度出題）**

生徒指導とは、児童生徒が社会の中で**（自分らしく生きる）**ことができる存在へと**（自発的）**・**（主体的）**に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお生徒指導上の課題に対応するために必要に応じて**（指導）**や**（援助）**を行う。

## 生徒指導の目的 **（昨年度出題）**

生徒指導は児童生徒一人一人の**（個性）の発見**と良さや可能性の伸長と**（社会的資質・能力）**の発達を支えると同時に自己の**（幸福追求）**と社会に受け入れられる**（自己実現）**を支えることを目的とする。

# 改訂の背景

(2010)年から12年が経過

環境の変化・課題の変化 → 生徒指導上の課題の(深刻化)

この12年で変わった点

「(いじめ防止)対策推進法」成立 昨年度出題

教育ニーズの多様化

「(こども基本法)」成立 2022年6月 今年度出題可能性大

これまでの指導だけでは対応できない

令和の日本型学校教育を踏まえて改訂

生徒指導提要の構成 全(13)章

1章から3章 生徒指導の(基本的進め方)

第4章以降 (個別課題に対する生徒指導)

## 改訂ポイント①

(2)軸 (3)類 (4)層

2軸 (時間)軸 ①常態的・先行的生徒指導(プロアクティブ生徒指導)

一言で言えば (未然防止)教育 (緊急性を要していない)

②即応的・継続的生徒指導(リアクティブ生徒指導)

一言で言えば (早期発見・対応)に値する時間軸(緊急性が高い)

3類 児童生徒に起こっている課題性の(高低)とその対応の(種類)の観点から

①発達支持的生徒指導 (全ての児童生徒)が対象 個性の発見良さや可能性の伸長  
成長に重点を置いて働きかける段階

②課題予防的生徒指導 全ての児童生徒が対象 課題の未然防止教育  
課題の(前兆)行動が見られる一部の児童生徒 ☆ポイント

③困難課題的生徒指導 すでに深刻な課題を抱えている(特定の)児童生徒への指導や援助  
粘り強く継続的に(チーム)で対応を行っていく

4層 1層目 発達支持的生徒指導

日々の教育活動で(全児童生徒)に行う指導

2層目 課題予防的生徒指導・課題未然防止教育

(全児童生徒)を対象に行う指導

(意図的)で(組織的)で系統的な教育プログラムを実施することを指す

いじめ防止教育 SNSの出し方 情報モラル教育 年間指導計画に位置付ける

3層目 課題早期発見・対応

遅刻や欠席が増えている 身だしなみが乱れている等 何か課題の(予兆)行動が見られる。

いじめアンケート ソーシャルカウンセラー スクールソーシャルワーカーを交えた会議で早い段階



で見つけて（ **指導** ）や（ **援助** ）をすることが求められている  
担任だけではなく、生徒指導主事や生徒指導担当・教育相談コーディネーター・学年主任など・特別支援  
教育コーディネーター・養護教諭・ソーシャルカウンセラーなどと連携  
チームで対応が望ましい

#### 4層目 困難課題対応的の生徒指導

特別な指導や援助を必要とする（ **特定の児童生徒** ）を対象  
いじめ 不登校 少年非行 児童虐待 特別な援助が必要

#### 外部の機関との連携

教育委員会 警察 病院 児童相談所 NPO 団体など チームで対応

## 改訂ポイント②

（ **ICT** ）の活用

出欠状況・健康診断情報・保健室利用状況・テストの結果

学習記録データやアンケートデータ

**客観的データ**から児童生徒一人一人を多角的な角度から課題を早期発見・対応

児童生徒について分析し、指導の在り方を検討

不登校生徒への対応 オンライン教材・通信教育



## 改訂ポイント③

（ **校則** ）の見直しの在り方

こどもが（ **自主的** ）に校則を守ることが大事

校則の運用について学校の（ **ホームページ** ）で公開

背景についても示す

見直しの際は現状に合う内容に変更する必要があるか？

その校則によってマイナスな影響を受けている児童生徒がいないか？

## 改訂ポイント④

（ **いじめ** ）

2013年 **いじめ防止対策推進法**

いじめの定義変更

2006年以降の定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとする。なお起こった場所は学校の内外を問わない。



## 昨年度出題

### 2013年以降の定義

児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係があるほかの児童生徒が行う**心理的**または**物理的**な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が**心身の苦痛**を感じているもの。

一定の人間関係……学校の内外を問わない人間関係

文科省の動き 2013年 「[いじめの防止等のための基本的な方針](#)」  
2017年 「[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン](#)」

各学校への義務付け いじめ対策の組織を設置する  
いじめ対策の年間計画を立てる

- ①発達支持的生徒指導……一人一人の児童生徒が大切にされていると感じる教育  
多様性に配慮・安心して相談できる体制
- ②課題未然防止教育……行動レベルでいじめをしないという感覚を身に付けるための道徳の授業  
学活・HR活動における体験的な学びの機会を設ける  
いじめが起こる心理に関する教育
- ③課題早期発見・対応……いじめアンケート，本人・保護者からの訴え，担任による発見，  
児童生徒の様子から敏感に察知する  
被害者保護を最優先→被害者保護やニーズの確認
- ④困難対応的生徒指導……いじめを重大事態化させないための危機感を持ってケース会議を持つ  
いじめのケース会議への具体的方向性が示されている。

(1)いじめの背景である人間関係や（**被害**）児童生徒の心身がどれくらい傷ついているのか（**加害行為**）の背景や加害児童の抱える課題などの（**アセスメント**）を行う。

\*アセスメント(事前の評価・調査)

(2)そのアセスメントに基づいて（**被害**）児童生徒への援助の方針や（**加害**）児童生徒への指導方針，周囲の児童生徒への働きかけの方針などについて（**プランニング**）する。

(3)被害児童・生徒に対して事実や指導の方針などについて（**説明**）して同意を得る。

(4)（**指導**）や（**援助プラン**）を実施する。

(5)（**3ヶ月**）をめぐりに丁寧な見守りと被害児童生徒や保護者への経過報告，心理的状态の把握などの（**モニタリング**）を行う

いじめの対応についてあなたはどのように取り組みますかと面接で聞かれたら？考えておきましょう。

## 改訂ポイント⑤

( 不登校 )

定義

連続又は継続して年間（ 30 ）日以上欠席し、何かしらの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況である。（ただし病気や経済的理由によるものを除く）

支援の目的は将来的な（ 社会的自立 ）を達成すること

## 改訂ポイント⑥

( 性に関する課題 )

2020年に政府が性犯罪・性暴力対策の強化の方針

→各学校で「生命の安全教育を推進する」ことが求められるようになった。

生命の安全教育を推進することが求められるようになった。発達段階を考慮しながら生命の尊さや素晴らしさ、自分を尊重し大事にすること……（ 被害者 ）にならないための教育

相手を尊重し大事にすること……（ 加害者 ）にならないための教育

一人一人が大切な存在であること……（ 傍観者 ）にならないための教育

2003年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」

→文部科学省は学校の性同一性障害に係る児童生徒への支援について具体的な配慮事項を通知

2015年には性同一性障害だけではなくて、いわゆる性的マイノリティ全般に共通するものであると明記

性的マイノリティの児童生徒は自殺念慮の割合が高い→教職員の理解が必要

自認する性別の制服・衣服や体操着の着用を認める→ジェンダーレス制服

その他具体的な配慮事項が示されている。

## 改訂ポイント⑦

( 多様な背景 ) を持つ児童生徒への生徒指導

- ・発達障害や精神疾患
- ・健康課題
- ・経済的困難
- ・ヤングケアラー
- ・外国人等支援を要する家庭状況

3つのポイント

④ 教職員全体が（ 正しい知識 ）を持ち、適切な（ 合理的配慮 ）に対する共通認識を確立する

⑤ 特別視せず、すべての児童生徒が互いを（ 認め合って、支え合う ）学級づくり

⑥ （ 医療 ）機関や（ 行政 ）との連携、（ 家庭 ）との協力体制の確立

（ 担任1人 ）で抱え込まずに（ チーム ）で児童生徒の支援に努める